

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第29号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657、FAX 233-2244

コロナ禍でのたたかひの再構築を一総会を前に一

原告団長 北野 進

「# (ハッシュタグ) から運動を起こすことはできない」

自らのSNS投稿がきっかけとなり、いまや世界に広がった# Black Lives Matter (黒人の命を軽視するな) 運動の共同代表を務めるアリシア・ガーサの言葉です。彼女は続けてこう指摘しています。「変革とは、ごく少数の特別の人たちが突然、奇跡のように何百万もの人々を動かして起こる、と信じている人が多い。しかし実際は何百万という人々が一定期間、時には何世代にもわたって継続的に関わり、献身的に打ち込んでいるから起こるものなのだ」と。

提訴から9年を迎える私たちの裁判も、ある日突然「勝訴判決」を手にするわけではありませぬ。弁護団の取り組みに加え、原告・サポーターの法廷内外の様々な活動の延長線上にこそ見えてくるものです。「活断層上の志賀原発」の背景には、いまは亡き福浦、赤住の人たちの激しいたたかひがあったことも思い起こしたいと思います。

コロナ禍の中、私たちは感染拡大防止のため、前年総会は初の書面議決とし記念講演は中止、その後もほぼ毎月実施してきた街宣行動も何度も中止を強いられました。志賀町でのビラの配



原告団総会のお知らせ

2021年度原告団総会を以下のとおり開催します。石川県内のコロナ感染拡大が予断を許さない状況を踏まえ、今回は従来と少し異なるやり方で行います。

◇日 時…**5月22日(土)**午後1時30分～4時 (記念講演2時30分～予定)

◇会 場…石川県教育会館2階会議室 (金沢市香林坊1-2-40)

◇記念講演「見えてきた原発のない社会—避難計画で止めた!規制違反で止めた!原発マネーで追い詰めた!」※Zoom講演
講師:末田 一秀さん (関電株主代表訴訟事務局・はんげんぱつ新聞編集委員)

- (1) 密を避けて総会参加者を従来半数の60名とし、原告・サポーターのZoom視聴を受付けます。とくに県外や能登地区など遠方の方はぜひご検討ください。Zoom視聴ご希望の方は 5月20日 までにメールで事務局にお申込みください (原告団ホームページ⇒[メッセージ](#)から送信)。
- (2) 総会の10日前までに議案書および議決書を原告のみなさんに郵送します。総会欠席の方 (Zoom視聴者を含む) は議決書に賛否・意見などを記入し、事前にFAXまたは郵送で事務局にお送りください (5月20日締切)。総会に参加する方は当日議決書を持参して意思表示してください。
事前送付いただいたご意見には総会で責任者が回答し、賛否とともに議決に反映します。
- (3) 総会に出席される際は必ずマスクを着用ください。当日発熱のある方、体調の悪い方は参加をお控えください。
(原告団事務局)

布や講演会の開催なども見送らざるをえませんでした。

では、再稼働を目指す北陸電力はどうだったのでしょうか。新型コロナ^{まんえん}蔓延による1回目の緊急事態宣言が昨年4月7日、東京都などに発出され、4月16日には対象が全国へと拡大され、特に感染が深刻な石川県など13都道府県は特定警戒都道府県と位置付けられました。私たちは不要不急の外出自粛、県境をまたぐ移動自粛が求められましたが、なんと志賀原発には県外からの作業員も入り、再稼働に向けた不要不急の工事が継続されていたのです。原発は停止中であっても安全の維持のために一定の人員確保は不可欠であり、万全の感染防止策が求められますが、北電は「さよなら志賀原発ネットワーク」の工事中止要請に聞く耳を持ちませんでした。

原子力規制委員会の適合性審査も対面からオンラインに変更されたのみで、北電はコロナ禍にあっても何ら自粛することなく、ひたすら「審査合格」を目指して突き進んでいます。進捗は依然「登山口の手前」（規制委・更田委員長）ですが、決して油断はできません。

原子カムの動向に目を向ければ、菅内閣の2050カーボンニュートラル宣言をテコに、いまや原発新增設の大合唱です。

コロナ禍で自粛が続いた原告団の運動について、やむをえなかったとはいえ、^{じくじ}忸怩たる思いもぬぐい切れません。まだまだ結論の出ない規制委の審査会合や足踏み状態の金沢訴訟に、私たち自身が歩調を合わせてはいないでしょうか。あらためて運動の基本に立ち戻らなければと思います。志を同じくする仲間と学習し、行動し、さらに仲間を増やしていく。そのための舞台として原告団があります。いま学ぶべきことがある。訴えねばならないことがある。ならば自粛ではなく、感染防止を踏まえた運動へ知恵を絞り工夫をするしかありません。

コロナ禍の社会の変化の一つとしてオンライン化の急速な普及があり、脱原発運動も例外ではありません。従来から講演などの動画配信はありましたが、Zoomを活用した会議や学習会が大幅に増え、参加もより手軽になっています。これまでは時間とお金をかけなければ聞けなかった全国各地の運動のリーダーや専門家による講演やシンポジウムなどが、いまや自宅の居間で聞けるのです。仲間と学ぶ、仲間に学ぶ、そんなチャンスは各段に拡大し、私たちの取り組みの発信も容易になりました。こうした変化をまだ私たちは十分に活かしてはいません。

行動についてはさらに自省を込めて語らなければなりません。SNSなどの活用の不十分さもありますが、最大の反省点は、丸ごと運動を自粛してしまったことです。関西を中心とした老朽原発再稼働阻止のたたかいや東京電力の核物質防護規定違反を追及する取り組み、3月末で4百回を超えた首都圏反原発連合の首相官邸前抗議行動など、全国各地の再稼働阻止のたたかいは感染防止に注意を払いつつ、目的に向かって多様な運動を展開しています。

いまや大多数の国民は原発の再稼働ラッシュや新增設を望んではいません。しかし、原発復権を狙った原子カムの執拗な取り組みが今なお続いています。私たちはこれ以上「自粛」を繰り返すわけにはいきません。コロナ時代の新しい運動をつくっていきましょう。



老朽原発うごかすな！全国集会(3/20高浜町文化会館)

フクシマから10年、原発訴訟の現状

弁護団長 岩淵 正明



今年3月18日、水戸地裁は住民らが求めていた東海第二原発の運転差止めを認める判決を出しました。

この判決で水戸地裁は、住民らが重視していた地震対策不備による事故の発生や拡大防止などの深層防護の第1から第4の防護レベルでは、原子力規制委員会による判断で安全性に欠けるとは認められないとしましたが、第5の防護レベルである避難計画が不十分だから東海第二原発は安全性に欠けるとしました。これまでの判決の中で、避難計画で勝訴した判決は初めてです。

一見するとこの判決は、事故に対して安全性は欠けるところがないのだから、避難計画を問題とするのは矛盾しているように見えます。しかし、この判決は別の箇所「原発事故は起こる可能性がある」と述べており、この認識が^{きも}この判決の肝です。裁判官は原発事故は避けられないと判断した上で、避難できなければ^と止めるべきだと考えたのです。避難計画は規制委の審査の対象外だから、裁判所が自ら判断しやすかったとも考えられます。

^{さかのぼ}遡ってみると、福島原発事故以前は科学者の判断を全面的に信用し、科学者（当時は保安院）が事故は起きず安全であるとした判断を前提として、住民らの請求を棄却する判決が出され続けてきました。そして福島原発事故が発生したのです。

この原発事故により見直されたことに、「科学の不定性」「トランス・サイエンス」があります。当時の地震学は事故の原因となった福島沖M9の地震を想定していなかったため、現在進行形で研究されている科学、例えば地震・火山などの自然科学の分野では、いつどのような規模の地震や火山現象が発生するか予測することは難しく、正しい答えはないとする「科学の不定性」を前提に、科学の判断に全面的に頼ることはできない領域があるとする「トランス・サイエンス」の考えが明らかとなったのです。

住民側は福島原発事故後提起された多くの裁判で、この「科学の不定性」を前提として、原発は「トランス・サイエンス」の領域であることを新たな論点として主張し、いつどんな事故が起こるかわからないのだから、福島原発事故のような事故を二度と起こさない高度の安全性がなければならず、科学者の集団である規制委による一つの見解での審査で安全とされても、原発事故のリスクが否定できない限り、科学に頼らずに裁判所が原発を差止めるべきである、と主張したのです。しかし、多くの裁判官は以前と同様に科学万能（規制委の判断重視）の判決・決定を出し続けてきました（ただし、原発事故は避けられないとの判断に追い込まれた一部の裁判官は「社会通念」に逃げ込んでいます）。

しかし、その中でも一部の裁判官は住民の主張に理解を示すようになってきました。

2014年に福井地裁（樋口裁判長）は関電が想定する基準地震動を超える地震が発生しうることを理由に大飯原発を差止め、2015年に同じく福井地裁が同様の地震対策の不備を理由に高浜原発を差止め、2016年に大津地裁が規制委の規制基準には不安があり、地震・津波・避

難対策に不備があることを理由に高浜原発を2度差止め、2017年に広島地裁が想定を超えた火山事象が発生する可能性も小さいとは言えないとして伊方原発を差止め、2020年には広島高裁が活断層の検討が不十分で、かつ専門家が巨大噴火の可能性も否定できないとしているとして伊方原発を差止め、2020年に大阪地裁が規制委の基準は地震のばらつきを考慮していないとして大飯原発を差止め、そして今回東海第二原発が差止められました。この8年間に8件、平均すると毎年1件は差止め判決が出るようになったのです。ちなみに、福島原発事故以前は最初の伊方原発判決（1978年）以来、32年間で2件しか勝訴判決はありませんでした。

福島原発事故後の勝訴判決の理由は、地震であったり火山であったり、また避難であったり、その原発により問題点の違いはあるものの、裁判官の判断の基礎には「科学には正解はなく、(リスクは小さいとしても) 原発事故は起り得るのだから運転は認められない」との判断が徐々に根付きつつあることは疑いようがないと思います。

今はまだ小さな支流とはいえ、この支流が国民の9割が脱原発である世論に支えられて大河となっていくことを確信して、裁判に全力を注いでいきます。

年会費納入のお願い

今年の3.11は福島第一原発事故より10年ということで、多くの特集記事が組まれています。多くの著作も出版されており、1、2冊はみなさんもそれぞれ購読されたことと思います。原発立地自治体に住む者として私が注目した一冊は『原発事故自治体からの証言』（今井照・自治総研編）です。中でも大熊町と浪江町の2人の元副町長の述懐から学ぶべきことが数多くありました。大熊町副町長は「声なくば被害なし、記録なければ事実なし」と事故の記録と検証の重要性を訴えています。

またこの1年、各地の地裁・高裁では多くの判決が下されています。勝訴、敗訴いずれの判決にもそれぞれ学ぶべき点がありますが、注目すべきは東海第二原発の運転差止めを命じた水戸地裁判決です。「広域避難計画に実効性なし」という中身でした。その後「茨城県では2万人の避難施設が不足している」というニュースが流れ、判決に追い打ちをかけた形になりました。とどめは何と言っても、規制委員会が東電の核防護不備で柏崎刈羽原発の運転停止を決定したことでしょうか。

2021年度も全国の仲間に残れを取らないよう、私たちが奮闘していきましょう。みなさんの会費納入が原告団活動を支えますので、よろしくお願いいたします。（堂下健一）

☆年会費…原告は1口3,000円、サポーターは1口1,000円（各1口以上）です。

同封の「払込取扱票」で郵便局から送金できます（ATM送金で手数料152円）。

また、労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。

【金沢訴訟第33回口頭弁論】

◇期日 5月31日（月）午後2時～

◇会場 金沢地裁⇒北陸会館（報告集会）

【富山訴訟第6回口頭弁論】

◇期日 7月14日（水）午後3時～

◇会場 富山地裁⇒富山弁護士会館（報告集会）

※日時や会場が変更となる場合もありますので、原告団ホームページで最終確認してください